

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

国税庁長官 阪田 渉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
○別表			○別表		
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄
[略]			[同左]		
規則第三条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	あらかじめ個人番号利用事務実施者が <u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u> （電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号。以下「公的個人認証法」という。） <u>第二十二條第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）又は移動端末設備用</u>	規則第三条第二号ニ	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	あらかじめ個人番号利用事務実施者が <u>個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書</u> （電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号。以下「公的個人認証法」という。） <u>第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）及び同法</u> 第三条第一項に規定する

		<p>利用者証明用電子証明書（<u>公的個人認証法第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>をいう。以下同じ。）及び署名用電子証明書（<u>公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書</u>又は<u>公的個人認証法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書</u>をいう。以下同じ。）の送信を受け、かつ、当該送信を受けた後に当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の送信を受けるとにより認証する方法</p>			<p>署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信を受け、かつ、当該送信を受けた後に当該利用者証明用電子証明書の送信を受けるとにより認証する方法</p>
--	--	---	--	--	---

[略]	[同左]
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	